

光市記者発表資料

令和6年4月26日

件名	光市高等学校等通学時タクシー運賃助成実証実験事業の実施について
内容	このことについて、下記のとおり実施します。 1 趣旨 主要幹線を運行する路線バス本数の減少により、バスで通学する市内高校生の乗車が困難となる場合を想定し、市内在住高校生に対して、タクシー運賃の一部を助成する券を交付し、路線バスの状況に応じてタクシー通学に振り替えられるよう支援する実証実験を実施します。 2 対象者 防長交通株式会社が販売する、光市を指定区間に含むバス通学定期券を購入した市内在住高校生（※） ※ 高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（3年生まで）に在学する人 3 助成券 60枚36,000円分（600円/枚） 4 使用期間 令和6年5月1日から令和6年7月19日まで 5 使用方法 ・自宅から通学先までの区間で利用できます（周南近鉄タクシー、西部光タクシーで使用可能）。 ・登校時または下校時それぞれの利用1回につき1枚（600円）使用可能。 ・助成券を使用する際は、タクシー運転手へバス通学定期券を提示。 ・運賃から助成券額を引いた残額を現金で支払う。 ・おつりは出ません。 6 申請受付について （1）申請受付開始日 令和6年5月1日（窓口で助成券を交付し、同日から使用可能です。） （2）申請者 対象者の保護者または満18歳以上の対象者 （3）申請窓口 市役所2階公共交通政策課公共交通政策係窓口 （4）必要書類 ・対象者の在学を証する書類（学生証等） ・対象者のバス通学定期券 ・運転免許証等の身分証明書（申請者が保護者の場合）
問合せ先	
担当課	都市政策部公共交通政策課公共交通政策係
担当者	山根 目委 電話 0833-72-1420